

第 2 期出雲市教育振興計画

平成 2 5 年 (2013) 8 月 2 7 日

目 次

はじめに

1 第2期出雲市教育振興計画の策定にあたって	・・・	2
2 計画の根拠	・・・	3
3 計画の性格	・・・	3
4 計画の期間	・・・	4
5 他の計画との関係	・・・	4
6 用語について	・・・	4

第1章 出雲市教育の現状と目指す方向

1 教育を取り巻く現状と課題	・・・	6
(1) 児童生徒の現状	・・・	6
(2) 人口の減少及び少子化の急速な進展	・・・	7
(3) より望ましい教育環境の整備	・・・	8
(4) 子ども・家庭・地域をめぐる環境の変化	・・・	9
2 幼児教育をめぐる状況	・・・	11
(1) 幼児の状況	・・・	11
(2) 市立幼稚園の現状	・・・	12
3 義務教育が目指す方向	・・・	12
(1) 一人一人に生きる力を育む教育	・・・	12
(2) 一人一人を大切にする教育	・・・	14
(3) 地域に開かれた信頼される学校づくり	・・・	15
(4) 教育施設の充実	・・・	16
4 教育行政の展開	・・・	16

第2章 出雲市教育の推進

1 基本理念及び目指す子ども像	・・・	18
2 基本方針と施策	・・・	18
(1) 教育行政の充実	・・・	18
(2) 幼児教育の充実	・・・	22
(3) 義務教育の充実	・・・	25
(4) 人権施策の推進	・・・	35
(5) 学校給食の充実	・・・	37
(6) 学校施設の整備	・・・	38

資料編

1 児童生徒の現状	・・・	41
2 諮問書	・・・	46
3 第3期出雲市教育政策審議会委員名簿	・・・	47
4 第3期出雲市教育政策審議会の開催状況	・・・	48

はじめに

1 第2期出雲市教育振興計画の策定にあたって

平成24年7月3日、第3期の出雲市教育政策審議会を設置し、市長から「平成17年3月の新市施行以降の教育行政の点検・評価を踏まえた第2期出雲市教育振興計画のあり方」と「出雲市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する有識者評価」の2項目について諮問を行いました。

この諮問を受けて、出雲市教育政策審議会から、平成24年11月28日に「出雲市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する有識者評価」に対して第1次答申がありました。

更に、平成25年4月2日に「平成17年3月の新市施行以降の教育行政の点検・評価を踏まえた第2期出雲市教育振興計画のあり方」に対し、「第2期出雲市教育振興計画(原案)」として第2次答申がありました。

出雲市教育委員会は、この「第2期出雲市教育振興計画(原案)」を尊重し、「第2期出雲市教育振興計画(素案)」を作成しました。

そして、議会に報告して意見を求めるとともに、パブリックコメントを実施し、広く市民から意見を聞き、検討を重ねました。

第2次答申でも述べられているように、第2期出雲市教育振興計画の検討にあたっては、平成23年5月に作成した、現在の出雲市教育振興計画をベースにしたところです。

ただ、今回検討した時期が、平成23年10月の斐川町との合併を受けて、これまでの総合振興計画であった『21世紀出雲のグランドデザイン』を見直し、『出雲未来図(2012～2021)』及び出雲未来図の『前期基本計画(2012～2016)』を策定した時期と重なったこと、また、国における「第2期教育振興基本計画」の審議経過と重なったことなどから、当初想定した以上に多様な視点からの見直しとなっています。

今回の第2期出雲市教育振興計画の性格は、『出雲未来図』に掲げ

られたまちづくりの基本方策のひとつである「人材育成都市の創造」の中の教育部門の構想・計画を総合的・具体的に表すものであり、主な内容は出雲未来図の『前期基本計画』と重なっています。

現在、わが国では、少子化や核家族化の進行をはじめ、国際化、産業・就労形態の変化、価値観の多様化など、子どもたちを取り巻く社会環境は、めまぐるしい変貌を遂げています。

そのような中、平成24年度には、大津市における「いじめ・自殺」事件や、大阪市における「体罰・自殺」事件など、教育委員会制度の見直しを含む日本の教育のあり方が、これまでになく問われています。また、平成24年12月の総選挙の結果、自公政権による安倍内閣が誕生したことにより、これまで民主党政権で行なわれてきた教育政策の大きな転換が進みつつあります。

このような教育をめぐる大きなうねりの中、出雲の未来を背負って立つ人づくりを主眼とし、改めて開かれた教育行政の実現にまい進していくことを決意し、ここに「第2期出雲市教育振興計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の根拠

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく国の『教育振興基本計画』を参酌し、「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画」となるものです。

教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画の性格

本計画は、出雲市の総合振興計画である『出雲未来図（2012～2021）』のまちづくりの基本方策のひとつである「人材育成都市の創造」における教育部門の構想・計画を表わすものです。したがって、『出雲未来図』及び『出雲未来図前期基本計画』の教育部門を抽出した内容を基本としています。

なお、社会教育（コミュニティセンター、図書館、社会体育）、文化及び文化財の部門については、地方自治法の規定に基づき、市長部局において補助執行していることから、また、子ども・若者の育成・支援については、平成22年3月に『いずも次世代育成支援行動計画（2010～2014）』を、平成24年10月に『出雲市子ども・若者ビジョン（2012～2016）』を策定したことから、本計画から除くものとしています。

4 計画の期間

本計画は、『出雲未来図』及び『出雲未来図前期基本計画（2012～2016）』との整合を考慮し、計画の期間は、平成25年度（2013）から平成28年度（2016）までとします。

5 他の計画との関係

本計画は、島根県教育委員会が島根県教育の基本理念・基本目標を定めた『しまね教育ビジョン21（平成16年度（1997）～平成25年度（2013））』を考慮したものです。

6 用語について

本計画において記述する用語の定義は、次のとおりとします。ただし、固有名詞や常套的表現等については除きます。

用語	定義
幼児	乳児を除く義務教育年齢に達するまでの者（おおむね2歳から5歳までの者）
園児	幼稚園に在籍する者

児童	小学校に在籍する者
生徒	中学校に在籍する者
児童生徒	児童及び生徒
園児児童生徒	園児、児童及び生徒
子ども	乳幼児、園児、児童及び生徒の総称
子どもたち	複数の乳幼児、園児、児童及び生徒の総称
青少年	0 歳から青年期（おおむね 18 歳から 30 歳未満までの者）までの者
小中学校	小学校及び中学校
学校	幼稚園及び小中学校
学校教育	小中学校で実施される教育
幼児教育	幼稚園で実施される教育
教員	教頭、教諭、講師等
教職員	「教員」に校長（園長を含む。）、事務職員等を加えたもの。

第1章 出雲市教育の現状と目指す方向

1 教育を取り巻く現状と課題

(1) 児童生徒の現状（各種データは資料編を参照）

出雲市には、分校を含み、小学校が41校、中学校が16校あり、約1万人の児童と約5千人の生徒が学んでいます。

出雲市では、確かな学力・豊かな心・健やかな体のバランスの取れた教育を通して、一人一人に生きる力を育むこととしており、近年、毎年度実施されている国や島根県の学力調査において、出雲市の児童生徒は、多くの教科で県内上位の成績を収めています。特に、学年が上がるに従い、県内における順位も上がる傾向にあります。

また、吹奏楽と合唱は、全国的にも出雲市の中学校のレベルは高く、全日本吹奏楽コンクール全国大会や全日本合唱コンクール全国大会等で、金賞等を連続して受賞しており、科学作品展等においても全国規模のコンクールで入賞しています。

更に、全国中学校体育大会等において、近年では、柔道、陸上、卓球、剣道、水泳などで上位入賞を収めています。

これからも出雲市の児童生徒が、確かな学力を身につけ、それを向上するとともに、文化・芸術・科学・スポーツ等の分野に親しみ、その素養を育てることへの取組が求められます。

学力調査と同時に行った児童生徒の意識調査の中で、子どもの成長に大きな影響をもつ地域との関係において、出雲市の児童生徒は、地域の大人や異年齢交流が少ないという結果が出ています。その一方で、学校の規則を守ったり、「自分には良いところがある」と思っている児童生徒が多いという結果も出ており、これからも、家庭や学校はもちろんのこと、地域社会の多彩で継続的な支援を得て、児童生徒の育成に取り組むことが大切です。

地域と子どもとの関わりについては、選択校区や指定学校の変更により、住む地域と通う学校にずれが出るなど、地域と学校の関わり方や枠組みに変化が出ている学校もあり、その影響の検証が必要となっています。

家庭における子育ての環境については、児童虐待が増加傾向にあることや、経済的な支援が必要な家庭が増えていることなど、子どもたちにとって厳しい状況になっており、よりきめ細かな支援策が求められています。

特別な支援が必要な児童生徒の割合は、年々増加しており、特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加とともに、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒数も増加傾向にあります。また、それに伴って、通級指導教室を利用する児童生徒数も増加しており、特別な支援が必要な児童生徒への対応が、これまで以上に重要になることが考えられます。

成長や発達途上にある児童生徒において避け難い、いじめや問題行動、不登校については、その発生率がやや増加傾向にあることから、その対応を重要課題のひとつと位置付け、専門機関や関係機関等と連携をとりながら、各種の取組を行うことが必要になっています。

（２）人口の減少及び少子化の急速な進展

●人口の減少と偏在化

人口が減少し続けている島根県にあって、概ね横ばいで推移していた本市の人口も逡減の傾向が現れてきており、また、高齢化率も26.6%(平成25年3月)に達するなど、市全体の活力の低下が懸念されます。特に周辺地域においては過疎化が進行し、集落の維持さえも危惧されますが、その一方で、中心部では都市基盤整備等に伴い人口が増加するなど、人口の偏在化が進んでいます。

●少子化とその影響

少子化問題については、国・県・市をあげた様々な子育て環境整備の取組がなされているものの歯止めがかからず、今後もその傾向は続いていくものと予想され、将来において社会構造的な問題に発展していくことが懸念されています。これに伴う児童生徒数

及び学級数の減少は、教育施設の整備をはじめ教職員の配置、学級編制など教育行政の根幹に関わる様々な施策に大きな影響を及ぼすことから、長期的な視点に立って教育環境全般にわたる計画的な見直しが必要となっています。引き続き、少子化対策の充実強化を図るとともに、少子化を踏まえた教育施策の展開が求められます。

（３）より望ましい教育環境の整備

●小中学校の再編等

出雲市の小中学校は、旧２市５町の学校をそのまま引き継いでおり、他の自治体と比べて学校数が多く、また、海岸部や山間部を擁する地理地形から小規模な学校が点在し、それぞれの学校には、地域と一体となったかけがえのない歴史が育くまれ、特色ある教育基盤が形成されています。

しかし、出雲市の児童生徒数は、平成１７年度から平成２４年度までの間に、１,０７８人減少しています。また、平成３４年度には、更に１,１１３人減少し、１３,７３１人になる見込みです。また、児童生徒数の減少に伴い、特に小学校において小規模化が一層進み、平成３４年度には、適正規模校（１２～１８クラス）の割合は、１５％に低下する一方、過小規模校（５クラス以下）・小規模校（６～１１クラス）の割合は７０％に増加するものと思われます。（資料編を参照）

規模の小さな学校には、児童生徒一人一人に教職員の目が行き届きやすく、細やかな指導ができるという利点があります。しかし、友達関係が固定化しがちだったり、暗黙の序列や固定的見方ができやすかったりすることなどが指摘されています。また、教科専任教諭などの教職員配置が制約され、学校運営に課題が生じています。特に、小学校においては、過小規模校では、複式学級編制が行われており、その授業は児童の負担が大きいといわれています。また、中学校においては、部活動の選択肢が制限される

など生徒指導に課題が生じています。

学校教育では集団教育の利点を生かしながら教科学習をはじめとする教育課程を進めていきます。子どもたちがあらゆる集団生活の場で適応でき、たくましく心豊かに成長していく力を身につけていくことがより重要です。

これらのことから、児童生徒にとって等しく良好な教育環境を確保し、教育効果を一層高めていくためには、小中学校の配置のあり方について、校区の再編も含めて適正に見直すことが求められます。

また、市内における人口流動が進むにつれて、校区への関心が高まってきており、地域の実情を勘案しながら制度化してきている学校選択制についても、様々な議論があることから検討が必要となっています。

●幼稚園のあり方の検討

幼児教育については、保育所において待機児童がなくなるなど状況がある一方で、幼稚園では、大幅な定員割れが続くなど憂慮すべき状況が続いています。国においては、新たな子育て支援策の検討を進めており、平成24年8月には子ども子育て関連3法案が可決され、早ければ平成27年度から、幼児期における質の高い学校教育と保育の総合的な提供などを目的とした、子ども子育て支援新制度が開始されます。このような国の動きを受け、市としての新たな幼児教育の確立を目指し、体制の整備などの確に対応していかなければなりません。

(4) 子ども・家庭・地域をめぐる環境の変化

●人材育成の重要性

子どもは、無限の可能性を秘めたかけがえのない宝ものであり、新たな出雲の國づくりにむけて、それぞれの個性を生かした人材を育成することが出雲市教育の最大のテーマです。一人一人の子どもを慈しみ、寛容な心をもって健やかにかつたくましく育てて

いくことは、とりもなおさず市民共通の願いです。

●子ども・家庭を取り巻く環境の変化

あらゆる分野にわたるめまぐるしい技術革新、とめどなく押し寄せる情報化の波やグローバル化のうねりは、否応なしに子どもたちを取り巻く環境にも影響を与えています。都市化や核家族化が進み子育ての経験の継承が困難になるとともに、共働きの増加や働き方も変化し、さらには充足する物や情報の氾濫の中で、親の子育て観・教育観が変わり、往々に親が親としての役割を果たせないケースも生じてきており、無関心、育児放棄、児童虐待など家庭の子育て力、教育力の低下が問題となっています。特に、従来、家庭が果たすべき役割であった基本的な生活習慣・生活能力の習得や善悪の判断などについても十分身に付けさせることができず、結果として、学校教育に対し過度な期待が寄せられるなど、学校の負担も高まっています。

●地域の変化

地域においても人間関係や住民相互のつながりが希薄化し、支え合う意識の低下や地域社会との結びつきの弱まりからコミュニティの崩壊が懸念されています。とりわけ中心部においては、住民自治の要となっている自治会(町内会)や地区自治組織への加入率が低下するなど、地域で子どもたちを育んできた環境が失われつつあり、地域の教育力そのものが脆弱化しています。

●地域の教育力の向上

子どもたちは、地域の人々との交流を通じて学校では学ぶことのできない生活の知恵や技を目の当たりにするとともに、褒められ、時には叱られることによって、自ずと生きる力や社会性を身につけ、あわせて社会習慣や規律意識を培っていくものです。市は、地域と一体となって、ふるさと学習や体験活動を推進するとともに、地域学校運営理事会(注1)や、中学校区単位で組織されている地域学校運営ブロック協議会などによる取組をより充実さ

せることで、地域の教育力の向上を目指していきます。今後さらにこれらの取組等を推し進めることにより、地域コミュニティの再構築が図られ、家庭と地域、地域と学校、学校と家庭の三つの協働がそれぞれの役割を果たしながら、地域で子どもを育てる意義を改めて認識していくことが必要です。

将来にわたり、ふるさと出雲への誇りと愛着をもち、胸を張って出雲で育って良かったと実感できるよう、地域の教育力向上に市民一丸となって取り組まなければなりません。

※注 1

平成 16 年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により導入され、法律上は「学校運営協議会」と言う。保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育の実現に取り組むことがねらいである。出雲市では「地域学校運営理事会」という名称で、全国に先駆けて設置してきており、出雲市教育の大きな特徴のひとつになっている。

2 幼児教育をめぐる状況

(1) 幼児の状況

人間の生涯において幼児期は、その時期にふさわしい生活や遊びを通して心情、意欲、態度、基本的生活習慣、知的な発達、創造性や社会性など、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。しかしながら近年、幼児をめぐる、基本的生活習慣やしつけの欠如、コミュニケーション能力や様々な社会体験・自然体験の不足など、多くの課題が指摘されています。

その背景には、少子化、核家族化、都市化、情報化など社会の急激な変化や人間関係の希薄化、地域におけるつながりやかかわりの希薄化など、子どもを取り巻く環境の変化があげられます。

こうした状況を踏まえ、子どもの視点に立ち、幼児期における教育を充実するとともに、今後とも家庭教育力強化のための啓発を通して幼児期の育ちを家庭、地域と協働することにより、幼児の健全

な育ちを支えていく必要があります。

子どもたちにとって家庭は、子どもたちの安らぎの場であるとともに、様々な経験や体験をする最初です。そのためにも、家族のふれあいの時間を持ったり、家族で地域活動に参加したりすることを通して、家族のつながりを深め、地域社会との交流を行なうことは大切です。

（２）市立幼稚園の現状

現在出雲市内には、３０の市立幼稚園と１つの私立幼稚園、そして１つの幼保連携型認定こども園があります。一方保育所については、認可保育所が、市立４、私立４８、認可外保育所（事業所内保育施設を除く。）が３あります。

市立幼稚園は、小中学校同様に合併前の旧市町の配置をそのまま引き継いでいます。各市町での政策判断に基づき配置されていたため、市域全体でみると、地域によって配置に濃淡があるなど、必ずしも均衡のとれたものとはなっていない状況にあります。また、園舎など幼稚園施設についても小中学校施設と同様に一部の施設においては老朽化が進んでおり、耐震化対策を含めた改修が急がれる状況となっています。

園児数及び学級数については、少子化、核家族化及び就労形態などの変化にともない減少し続けており、今後もその傾向はさらに加速していくものと予測されます。その一方、保育所においては、毎年定員枠の拡充が図られているにも関わらず、待機児童がなくならない状況にあります。

３ 義務教育が目指す方向

（１）一人一人に生きる力を育む教育

●確かな学力

学習意欲や学力の低下が懸念される中で、全国及び島根県の学力調査の結果、出雲市の児童生徒の学力は、全体として概ね全国及び

島根県の平均値を上回っており、「確かな学力」が定着しつつあることが伺われます。しかし一方で、一部の教科についてはさらに学力を伸ばしていくことが求められており、児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細やかな学習指導となるよう改善を図り、学力の小中学校間、児童生徒間の格差を是正していくとともに、家庭での学習習慣の定着化や学習支援施策の実践など学力向上にむけた対策を講じていくことが必要です。また、新学習指導要領に基づく教育課程に適切に対応していくため、教職員の資質の向上を図るとともに、教育指導に専念できる体制を整備し、何よりも教員が児童生徒と向き合う時間の確保に努めていかなければなりません。

また、小学校の外国語活動については、英語に慣れ親しむ導入部から中学校の英語課程へとスムーズにつなげて、習熟を図っていく必要があります。特に、外国、異文化への理解を深め、興味・関心を喚起することで、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成することが肝要です。さらに、出雲市の特長である出雲科学館を活用した理科学習についてもさらに充実・強化を図っていかなければなりません。

●豊かな心

これからの容易に予測のできない激流の時代、また競争社会においては、生きる力を育み、たくましく生きぬく人づくりが求められています。そのためには、知識、技能、学習意欲等の「確かな学力」を身につけることはもとより、道徳、特別活動、総合的な学習及びそれらの体験学習等を通して「心の教育」を積極的に進め、生命を尊重する心、他人を思いやる心、倫理観、正義感等、人としてのあり方や生き方を学び、コミュニケーション能力溢れる、人間性豊かな子どもを育成していかなければなりません。

急速に進展している情報化については、携帯電話やインターネットを通じて犯罪にまきこまれる恐れがあるなど様々な課題が浮上しています。メディア教育や情報モラルの育成により、メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に

伝達し、あるいは、メディアに流れる情報を取捨選択して活用する能力を高めることが急務となっています。

●健やかな体

「体力・運動能力調査」（文部科学省）によると、日本全体において、子どもの身長・体重といった体格は向上しているものの、50メートル走などの体力・運動能力は、昭和60年頃と比較すると低い水準にとどまっています。その要因として、「①外遊びやスポーツの重要性を軽視する国民の意識②都市化・生活の利便化等の生活環境の変化③睡眠や食生活等の子どもの生活習慣の乱れなどが絡み合い、結果として子どもが体を動かす機会が減少していることが考えられる」とされています。

健やかな体を育むためには、家庭や地域と連携を図りながら、日常生活において正しい生活習慣を身につけさせるとともに、適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるようにしていかなければなりません。また、食育（注2）の推進や学校給食の充実にも積極的に取り組んでいかなければなりません。

※注2

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

（2）一人一人を大切にする教育

●不登校、いじめ、問題行動、児童虐待などへの対応

近年、不登校、いじめ、問題行動、児童虐待などにより支援を必要とする子どもたちが増加しています。それらの原因は多様かつ複雑であり、ケースに応じた柔軟で適切な対応が求められています。そのため、小中学校の教職員はもとより、市、教育委員会、児童相談所をはじめとする専門機関及び関係機関等が連携を密にし、支援体制の充実・強化を図るとともに、未然防止に向けた取組が重要となっています。

●特別支援教育

身体的障がいや増加傾向にある発達障がいなど特別な支援を必要とする児童生徒に対する特別支援教育についても、一層きめ細やかな対応が求められており、県の機関も含めた支援体制の構築及び施策の充実強化が益々重要となってきています。

（３）地域に開かれた信頼される学校づくり

●地域の見守り・支援体制の確立

より良い学校づくりには、その基盤となる安全・安心で快適な教育環境の確保を図ることが基本となります。特に望ましい学習環境の整備には、教育施設そのものの整備充実とともに、危機管理体制の構築についても、小中学校、教育委員会、地域等が一体となって取り組まなければなりません。

そのため、学校だよりやホームページなどにより情報を発信するとともに、学校運営の大きな柱となっている地域学校運営理事会の取組等を生かしていかなければなりません。地域学校運営理事会は、学校の教育方針や教育課程の編成に関する基本方針などの承認に関わるとともに、学校の運営について意見を述べたり評価を行います。こうした取組を通して、地域の多くの人たちが様々な形で児童生徒を見守り、支援していく体制を確かなものとしていくことができ、そのことにより、児童生徒は地域の人たちを信頼し、敬い、地域の一員としての自覚と誇りを持つようになっていきます。

●新しい公共型学校の地域貢献

大社地域の小中学校が行なっている子ども・若者公民館活動は、地域の活性化に役立つものであり、学校の地域貢献という新しい取組として高く評価しています。これは、これまで地域から学校へと一方向であった働きかけを、双方向にしていこうとするものであり、この活動の趣旨を活かし、他地域の学校でも取り組むよう働きかけていきます。

（４）教育施設の充実

●必要な整備

教育施設は、安全・安心であることはもとより良好な学習、生活環境を確保する必要があります。

しかしながら、小中学校数が多いことに加えて市全体として老朽化した施設が多く、耐震診断の結果、耐震化対策が喫緊の課題となっている施設も少なくありません。また、一部の小中学校における児童生徒数の増加、特別支援学級への対応など、早急に増改築が必要な状況が生じており、耐震化対策とあわせた小中学校施設全体の整備が急務となっています。

●整備の視点

整備にあたっては、児童生徒にとってできる限り等しくより望ましい教育環境で学ぶことができるよう、財政事情も勘案しながら、短期的な安全対策はもとより中長期的視点に立ち、更には、小中学校の再編も視野に入れた総合的判断が求められています。

4 教育行政の展開

●開かれた教育行政

開かれた教育行政を推進するため、教育委員会の機能を強化するとともに、積極的な情報の公開・開示及び市民や関係機関等との対話と交流を図るなど、広聴機能の更なる取組強化が求められています。

●家庭・地域・学校の協働による教育力の向上

本市の特色の一つで、地域と学校の協働体制として定着しつつある地域学校運営理事会をより充実し、地域住民の教育への積極的な参画を求めていくことにより、家庭・地域・学校の協働による教育力の向上を図らなければなりません。

常設の機関である「出雲市教育政策審議会」については、教育改革をはじめ教育政策の重要な事項について各般にわたり提言、助言を求めるとともに、実効性のある施策へと結び付けていくことが重

要です。

●保幼小中の連携

小1プロブレム、中1ギャップ（注3）、の解消に向け、中学校区ごとに取組が深まりつつある保幼小の連携、小中の連携を深め、幼児から児童生徒へと一連の流れの中で有機的に保幼小中の連携が図られるよう努めていくとともに、キャリア教育（注4）、進路指導の充実等社会の変化に柔軟に対応できる教育を推進していく必要があります。

※注3

小1プロブレムとは、小学校に入学したばかりの児童が、授業中に座っていられなかったり、集団行動がとれなかったりといった状態が続くこと。生活の中心が「遊び」から「学び」に変わるギャップの大きさが要因の一つとされる。

中1ギャップとは、小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増加したり不登校になったりする現象

※注4

将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育むことを目的とした教育

第2章 出雲市教育の推進

1 基本理念及び目指す子ども像

『出雲未来図』で謳う、子どもや若者をはじめすべての市民が、元気で笑顔と幸せがあふれ、誇りと愛着を持てる「出雲市の国づくり」の実現に向けての基礎、基盤を成すものは、まさに“人づくり”です。そのため、本市の教育環境を踏まえ、本計画において、以下の「基本理念」及び「目指す子ども像」を定めます。

基本理念

家庭・地域・学校で育む出雲の教育

～出雲の未来を切り拓くしなやかでたくましい人づくり～

目指す

子ども像

1. 豊かな心と健やかな体をもち、自信をもって生きぬく子ども
2. 郷土への誇りと愛着をもち、社会の発展に寄与する子ども
3. 確かな学力と豊かな創造性をもち、広い視野で世界にはばたく子ども

2 基本方針と施策

(1) 教育行政の充実

本市においては、地方分権時代にふさわしい教育行政制度のあり方について検討を進め、「社会教育部門の市長部局への移管(補助執行)」や「地域学校運営理事会(コミュニティ・スクール)の指定」などの取組を実践してきました。

また、開かれた教育行政を推進するため、情報公開に努めるとともに、広聴機能の充実も図り、透明性の高い教育行政を進めてきました。

このような中、平成22年度に第2期出雲市教育政策審議会から「小中学校及び幼稚園の適正規模等について」の答申があり、これを受けて平成24年9月28日に「出雲市立小中学校再編方

針」及び「出雲市立幼稚園の閉園に関する方針」を策定しました。今後は、この方針により、小学校や中学校、幼稚園の再編に取り組むとともに、認定こども園化の検討も進めます。

さらに、県費負担教職員の人事権移譲に向けた取組や、教育施設使用料の検討も進め、教育行政の充実を図っていきます。

【施策】

(1)開かれた教育委員会

教育委員一人一人が一層の資質向上を図るため、研修会や各種会議等へ積極的に参加するとともに自己研鑽に努めます。また、小中学校をはじめとする教育施設を訪問し、教育現場の実情を把握するとともに、学校関係者や各種団体との懇談会を開催し、PTAをはじめとして保護者や地域との対話を深めながら、主体的・積極的な教育行政を実施します。

(2)教育政策審議会の開催

子どもたちのより良い教育環境の実現を目指し、地域学校運理事会の理事や学識経験者等、多様な市民代表による審議・提言機関である「出雲市教育政策審議会」を引き続き設置し、総合的な観点からの意見・提言等をいただき、教育行政施策に的確かつ迅速に反映させます。

(3)教育施設の適正な管理と配置

① 小中学校の再編

出雲市立小中学校再編方針に基づき、できる限り適正規模校化(小学校では12～18クラス、中学校では6～18クラス)を図ることで、子どもたちにより望ましい教育環境を整備していきます。

② 幼稚園の再編と認定こども園の検討

市立幼稚園は、園児数の減少に伴い、小規模な幼稚園が増えており、混合学級を編制する幼稚園も増加しています。こうした幼稚園では、教育面において「集団生活で培

われる望ましい幼児教育」に支障がでかねない状況にあります。

そこで、幼稚園を再編し、適正規模園化を図っていく必要がありますが、その際には認定こども園（注５）化も含めた検討を行います。

※注５

小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設。親が働いている・いないにかかわらず利用できる施設である。都道府県知事が条例に基づき認定する。幼保連携型（認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うもの）、幼稚園型（認可された幼稚園が保育所的な機能を備えたもの）、保育所型（認可された保育所が幼稚園的な機能（幼児教育）を備えたもの）、地方裁量型（認可のない地域の教育・保育施設が認定こども園として機能を果たすもの）の４タイプがある。

③ 出雲科学館のあり方の検討

出雲科学館は、開館から１０年を迎えたことから、今日までの出雲科学館の理科学習事業、生涯学習事業及び管理運営について点検・評価を行い、今後の出雲科学館のあり方について検討し、科学館事業の充実と効果的・効率的な運営を図ります。

④ 第２次学校給食センター再編整備の検討

第１次学校給食センター再編整備計画により平田学校給食センターと大社学校給食センターを統合し、平成２４年度に新たな平田学校給食センターを整備しました。一方、老朽化が進んでいる斐川学校給食センターの改築にあたっては、市内どこでも安全・安心でおいしい給食を安定的に提供できるよう、給食施設の配置や配送区域の見直しや既存給食施設の統廃合を含めた再編整備のあり方を検討します。

(4) 危機管理力の向上

① 学校安全計画の充実

学校の施設・設備の安全点検や園児児童生徒の学校生活等における安全指導等に関する総合的な計画である学校安全計画を充実させ、けがやプールでの事故、不審者侵入や暴力行為による加害行為、火災、集中豪雨、地震等の災害発生等により園児児童生徒に生ずる危険を未然に防止し、かつ適切な対処ができるよう、学校施設・設備や管理運営体制の充実を図っていきます。

② 危機管理体制の確立

学校及びその他の教育施設において危険防止に努め、また、危機等発生時において教職員及び事務局職員が適切に対処するため、対処要領の準則を作成し、その周知と指導を徹底するとともに、これを随時見直し、実効性を高めていきます。

(5) 教職員人事制度改革

県費負担教職員については、人事権は県教育委員会が、服務監督権は市町村教育委員会が有するという二重行政になっています。昨今の体罰問題をはじめ、教職員の不祥事が発生するたびに、その防止策とともに教職員の資質向上への必要性が求められている一方で、研修会などが県と市の両方で実施されることから多忙化に拍車をかけている現状も見受けられ、人事権を県から義務教育学校の設置者である市町村へ移譲することによって、真に責任ある市町村教育行政の確立が図られるものと考えています。

大阪府豊能地区教職員人事協議会の事例等を参考に、また、国の動向も見守りながら、引き続き人事権の移譲に関して検討を行っていきます。

(6) 事務事業評価の充実

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育委員会が毎年行う「教育委員会の事務の管理執行状況の点検・評価」について、平成24年度分から、自己評価に加えて、有識者評

価を実施します。そして、その評価結果を踏まえ、翌年度以降の事務事業を必要に応じ見直していきます。

(7) 教育施設使用料等の徴収

小中学校、出雲科学館などの教育施設の使用料については、受益者負担の公平性の観点やコスト管理に基づいた収入の適正化を進めるため、その使用料の徴収について検討を行います。

(8) 情報管理の適正化

① 個人情報保護の徹底と電算システムの適正な運用

小中学校における学校情報資産を適正に運用・管理するため「出雲市立小中学校情報セキュリティ基準」の遵守を徹底するとともに、個人情報保護と電算システムの適正な運用を行います。

② 学校ＩＣＴシステム「いずもオロチネット」の見直し

市内小中学校と教育委員会を繋ぎ、教育・校務に関して運用している学校ＩＣＴシステム「いずもオロチネット」を、より合理的で運用しやすいものとするため、システムの見直しを行います。

(2) 幼児教育の充実

幼児期は、その時期にふさわしい生活や遊びを通して、心情、意欲、基本的な生活習慣、知的な発達、創造性や社会性など、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。

しかしながら、人口減少、高齢化、少子化、核家族化、都市化などの社会の変化を背景とし、近年、子どもたちの基本的な生活習慣やしつけの欠如、コミュニケーション能力や様々な社会体験・自然体験の不足などの問題が指摘されています。そのため、家庭教育を中心に据えた幼児期における教育を充実させるとともに、地域社会とも連携しながら、魅力ある幼稚園づくりを目指し、幼

児の健全な育ちを支えていく必要があります。

【施策】

(1)子育て支援

① 第3子以降の保育料の軽減

安心して子どもを生み育てる環境づくりを推進するため、保護者の経済的負担を考慮し、第3子以降の幼児の保育料を軽減します

② 預かり保育の実施

ア) 通常預かり保育事業

保護者や家族の病気、看護・介護・育児疲れの解消、断続的勤務及び短時間勤務等により、園児を一時的に幼稚園の教育時間以外で保育する預かり保育事業を、地域の実情に応じて実施します。

イ) 保育機能を付加する預かり保育事業

保育所のない地域や保育所の待機児童がある地域などにおいて、幼児を預け安心して就労できる環境づくりを進めるため、幼稚園の教育時間外に、保育機能を付加した長時間預かり保育事業を実施します。

(2)困難を抱える園児等の支援

① 幼児通級指導教室の充実

今市幼稚園に設置している「幼児通級指導教室」において、専任の幼稚園教員や教育相談員を配置し、言葉や聞こえ、情緒等に課題のある就学前の幼児に対し、発達を促す個別の指導や相談を行います。

② 「幼稚園ヘルパー」、「特別支援補助教諭」の配置

特別な支援を要する幼児が所属する学級には、担任教員に加えて、給食時の介助などを行う「幼稚園ヘルパー」や保育の補助を行う「特別支援補助教諭」を配置し、該当児の障がいの状態や発達の状況等に応じたきめ細かな教育・保育を行います。

③ 児童虐待の防止

幼児の日常観察に努め、虐待が疑われる場合は、出雲市要保護児童対策地域協議会（児童福祉、教育、保健医療、人権など市内の関係機関・団体で構成）と連携し、速やかに市の相談窓口や出雲児童相談所へ相談又は通告し、虐待の未然防止や解決に努めます。

(3) 保幼小の連携

就学前教育と小学校教育との接続が円滑に行われていないことなどを原因とする、いわゆる「小1プロブレム」などの問題があります。

そこで、保育所・幼稚園から小学校に入学する際の子どもにとっての戸惑いやハードルを少なくし、円滑に小学校の学習や生活が行なえるようにするため、保育士並びに幼稚園教員及び小学校教員相互の連携・協力体制を整えとともに、保育所・幼稚園と小学校との交流などを推進します。

(4) 幼稚園経営の支援

① 幼児教育指導員の配置

幼稚園における幼児教育の充実と教職員の資質の向上を図るため、教育委員会に幼児教育指導員を配置し、指導、研修、相談業務等の充実を図ります。

② 幼稚園運営協議会の指定

小中学校で指定している地域学校運営理事会の幼稚園版である幼稚園運営協議会を新たに指定し、園情報の積極的な公開の下、幼稚園と保護者、地域団体、小学校、有識者等が一体となり、幼稚園経営方針の承認、幼稚園の運営、職員の採用その他の任用に対する意見具申、幼稚園の関係者評価等を行い、地域に信頼され、魅力ある幼稚園づくりを目指します。

③ 私立幼稚園就園奨励費・事業費の補助

私立幼稚園の設置者が保育料等の減免を行う場合は、設置者に対して就園奨励費を交付します。また、私立幼稚園が行う、特別支援教育の充実や地域に根ざした魅力ある幼稚園づくり、子育て相談などの事業費の一部を助成します。

（３）義務教育の充実

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育の充実は、学校教育に課せられた責務です。各種課題を解決するため、学校だけでなく、家庭や地域と連携した教育を推進するとともに、小学校と中学校と幼稚園・保育所等が一層連携を強化し、一人一人の適性或資質を大切に、その可能性を伸ばしていきます。

特別な支援を必要とする児童生徒の増加や障がいのある児童生徒の多様化・重複化・重度化に対しては、きめ細かく対応し、児童生徒一人一人を大切にする特別支援教育の充実を図ります。

また、いじめ・不登校・問題行動等、生徒指導上の問題の解決も、学校の喫緊の課題となっており、児童生徒が自らの力でたくましく生きる力を身につけるため、学校と関係機関等が連携した支援体制の充実・強化を図るなど、これらの未然の防止に努めます。加えて、近年、数多くの転入がある外国籍児童生徒に対する教育支援にも努めていきます。

【施策】

（１）地域等との連携を大切にする学校づくり

① 地域学校運営理事会（コミュニティ・スクール）の充実

地域学校運営理事会は、学校の教育方針や教育課程の編成に関する基本方針などの承認に関わるとともに、学校の運営や地域や学校のニーズに的確に対応できる教職員の確保などについて意見を述べたり、運営に対する評価を

行います。そのために、家庭・地域・学校の三者協働による教育体制づくりを推進し、保護者や地域住民が学校運営に直接参画・協働できる体制の充実を図り、地域に開かれた、信頼される学校づくりを進めます。

② ふるさと「出雲」を愛する児童生徒の育成

児童生徒が、地域の人々とのふれあいや自然・歴史・文化等から五感を通してふるさと出雲の素晴らしさを学び取っていく体験学習を実施するなど、ふるさとに誇りを持ち、豊かでたくましい心を育成することができるよう、ふるさと学習を充実します。

そのために、ふるさと出雲の郷土学習資料として小学校3・4年生で使用する社会科副読本「わたしたちの出雲市」を改訂し、児童生徒の郷土に関する知見を広めていきます。

なお、大社地域の小中学校では、児童生徒が出雲の文化に内包されているおもてなしの心を学び、積極的に実践しており、他地域の学校でも取り組むよう働きかけていきます。

また、地元企業等と連携して取り組んできた職場体験学習などを通して、ふるさと出雲で働くことの意義や素晴らしさを学ぶとともに、望ましい勤労観や職業観の育成を図り、「人間関係形成能力」や「意思決定能力」など21世紀社会をたくましく生きぬく能力を育んでいきます。

③ 小中連携の推進※

小中連携により、小中を見通した指導観・学力観に基づく継続的指導による学力の向上を目指すとともに、学習環境が変わることへの児童生徒の心理的不安の低減を図り、児童生徒自身が自らの力で新しい環境の中でたくましく生き抜く力を育成します。

具体的には、小中学校間や小学校同士の児童生徒の交流

活動を支援するとともに、教職員も相互に学校を訪問し、授業研究や実際に児童生徒に関わる取組を行うなど、教職員の研修の充実と資質向上を図ります。

なお、取組にあたっては、進路先である高等学校等との連絡も密にしていきます。

※小中連携と小中一貫教育

小中連携とは、小中学校が情報交換、交流することを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育です。一方、小中一貫教育とは、小中連携のうち、小中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育を言います。（平成24年7月中央教育審議会より。）

出雲市がこれまで「小中一貫教育」として取り組んでいたのは、今回中央教育審議会が定義した「小中連携」のことです。従って、名称は変わりますが、取組自体に何らの変更はありません。

④ 地域と連携した通学路の安全確保

交通事故の防止にあたっては、各地区に設置した出雲市交通指導員による街頭指導活動、安全教育活動等を通じ、子どもから高齢者まで幅広く交通安全意識の高揚を図っています。また、通学路における児童生徒の安全確保については、学校における交通安全教育の推進、保護者・地域と連携した交通安全の推進、交通安全施設の整備等を関係部署・機関等と協力して進めます。

(2) 困難を抱える児童生徒の支援

① 特別支援教育

ア) 特別支援教育指導員、心理相談員の配置

障がいのある園児（翌年度、小学校に入学する者）及び児童生徒やその保護者への援助を一層推進するため、

特別支援教育指導員、心理相談員を配置するとともに、医療・福祉機関、特別支援学校等との連携を深め、教育相談の充実を図ります。

イ）特別支援教育推進委員会の充実

通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒への支援を行うため、大学教授、医師、児童心理司、作業療法士、教員等で構成する特別支援教育推進委員会による巡回相談（わくわく相談会）を通して、校内支援委員会に対し、望ましい支援のあり方や校内支援体制、授業改善等について専門的意見の提示や助言を行います。

ウ）出雲市就学指導委員会の充実

定期的に就学指導委員会を開催し、園児（翌年度、小学校に入学する者）及び児童生徒一人一人の適切な就学のあり方について具体的に審議し、より良い就学の方角についての指導と助言を行います。

エ）通級指導の充実

通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒に対して、各教科の指導は通常の学級で行いつつ、障がいの程度に応じ学級外で随時行う通級による指導の充実を図ります。

また、通級指導教室担当者に対する指導助言を行うとともに、該当児童生徒の指導支援を行うため、通級指導教室指導員を配置します。

オ）院内学級の設置

慢性疾患等で入院期間中であっても、その病状や学年段階に応じて教育が受けられるよう、引き続き小学校及び中学校の院内学級を設置します。

カ）「出雲市子ども支援ファイル」の作成と活用

発達障がいを含めた障がいのある園児児童生徒一人一

人について関係機関と連携し、長期的な見通しをもった支援を行うため、「出雲市子ども支援ファイル」を保護者の同意のもとに作成し、一人一人の個性に応じた適切な支援を行います。

キ) インクルーシブ教育（注6）の研究

特別支援教育に関連しては、障がい者理解を推進することにより、障がいのある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要です。障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みについて、「合理的配慮」の内容やより良い「交流及び共同学習」のあり方等を中心に、インクルーシブ教育について研究を進めます。

※注 6

障がいの有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育。平成23年7月に成立した改正障害者基本法で盛り込まれた。障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

② 情緒障がい児等発達支援事業

情緒障がい児等の発達を支援するため、集団での療育活動の実施を支援します。また、情緒障がい児等の教育に関して医療や心理の専門家による相談を必要とする小中学校の教員の支援とともに、個別の発達支援プログラムを作成して療育指導を実施する場合の経費を補助します。

③ スクールヘルパー事業

特別な支援を必要とする児童生徒に対し、各学校の実態に応じて特別支援教育補助者（発達障がいを含む障がいのある児童生徒の支援や教室に入りにくい児童生徒の支援者）及び特別支援介助者（肢体不自由や自閉症など日常的に介助を必要とする児童生徒の支援者）を配置し、それぞ

れの児童生徒に応じたきめ細かな教育に努めます。

④ いじめ・不登校・問題行動・児童虐待等の対策

いじめ・問題行動・児童虐待等に対しては、心理相談員やスクールソーシャルワーカー（注 7）を活用配置して児童生徒及び保護者の支援を行うとともに、フレンドシップ事業（注 8）やアンケート Q U（注 9）を実施し未然防止に努めます。

また、不登校児童生徒支援のため、適応指導教室の設置、不登校対策指導員による家庭訪問及び学校・保護者・適応指導教室・不登校対策指導員間の連絡調整を担う児童生徒支援調整員の配置を行い、粘り強く学校復帰を促して行きます。

※注 7

子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する。近年は、虐待やいじめへの対応で注目されている。

※注 8

平成 19 年度から実施している出雲市独自の事業。いじめの未然防止と人権意識の高揚をめざし、出雲市内全小中学校の児童会や生徒会を中心としてリーダー研修会や各種実践活動を行っている。

※注 9

Q U とは「楽しい学校生活を送るためのアンケート」の略で、学級集団の状態や、子ども一人一人の意欲・満足感などを測定するために用いられる。

⑤ 日本語指導の充実

日本語指導が必要な帰国・外国籍児童生徒支援のため、各学校の実態に応じて日本語指導員又は日本語指導補助員を配置し、それぞれの児童生徒に合ったきめ細かな教育に努めます。

⑥ 就学援助制度

ア) 就学援助事業

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学援助事業を実施します。また、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対しても、経済的な負担を軽減するため就学奨励事業を実施します。

イ) 特別支援学校就学奨励金

出雲市在住で市外の特別支援学校に通う児童生徒の保護者に対し、引き続き就学奨励金を交付することで、負担を軽減し、就学を奨励していきます。

(3) 確かな学力の定着

① 学力向上の推進

児童生徒の基礎的・基本的な学力の総合的な把握と教員の指導力の向上を目的に、国、県と連携して学力調査を実施し、「確かな学力」の定着と向上に努めます。これにより、各学校での教育課程の工夫を促し、基礎的・基本的学力の充実を図るとともに、児童生徒に対し、自分自身の学力を客観的に把握する機会を提供します。

また、土曜日に、小学校5年生から中学校3年生までの児童生徒の自主学習を支援するウィークエンドスクールを開催しており、各会場では、教員OBの正・副塾長及び島根大学教育学部などの学生指導員が、児童生徒の学習を支援しています。これは、学習習慣の定着を図ることを目的として実施しているものであり、児童生徒がより参加しやすくなるよう、会場や日程を検討していきます。

さらに、各学校において、家庭学習の手引を作成するなど、家庭学習の習慣化を促していきます。

② 総合的な学習の推進

変化の激しい社会に対応して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てるために、宿泊体験学習や勤労体験学

習等に対して支援を行い、心豊かでたくましい児童の育成を図ります。

③ 環境教育の推進

出雲科学館の活用や地域の自治会、NPO法人との協働により、環境問題を身近な問題として考え、その解決のための実践化を図る「環境学習」や「環境美化活動」を支援します。

④ 国際理解教育の推進

将来的に、国際的な視野に立って物事を考え、行動する力を持てるようにするため、コミュニケーション能力や表現力などの向上を図ります。そのため、小学校には、全ての外国語活動に英語指導助手（AET）を派遣し担任の補助を、中学校には、英語授業に週1回外国語指導助手（ALT）を派遣し英語指導教師の補助を行います。

⑤ 学校図書館を生かした教育の推進

読書を通じて、読解力、思考力、表現力等を培い、また、感性を磨き豊かな心を育むために、学校図書館を充実するとともに、全ての小中学校に読書ヘルパーを配置して、司書教諭等の補助を行います。また、学校図書館支援センター（出雲中央図書館内）と連携しながら、児童生徒の読書活動の推進や調べ学習の支援などにより、読書活動の推進と学校図書館の活用促進を図ります。

⑥ 出雲科学館における理科学習の充実

出雲科学館において、高度でかつ豊富な装置、機器を使った独創的な体験・実験を中心とした小中学校理科授業を引き続き実施します。また、小中学校の理科教員への研修等を行うことで、各校における理科学習の充実を支援します。

学習内容については、理科学習内容検討委員会において検討し、更に質的な充実を図っていきます。また、小学校

低学年児童や幼稚園児を対象に、身近なものを使った実験やものづくり、自然観察などの「理科体験学習」を実施し、小学校３年生からの理科学習への円滑な移行を図ります。

なお、子どもから大人まで幅広い市民を対象として、出雲科学アカデミーを開催し、実験やものづくり、企画展、ノーベル賞受賞者をはじめとする科学関係者の講演会等を通して新たな発見や感動を共有していくことで、科学技術に関する興味や知識修得、そして技術の向上を促し、本市の人材育成に努めます。

(4) 心の教育の推進

① 生命（いのち）を考える教育の充実

青少年の非行・被害防止全国強調月間を含む６・７月と全国子ども・若者育成支援強調月間の１１月に市内の小中学校が一斉に取り組む「生命（いのち）を考える教育」の集中期間を設け、児童生徒の心を揺さぶる生命（いのち）の教育を推進していきます。生命（いのち）の尊さや人権尊重をテーマに、地域の協力を得ながら、集会や道德の公開授業、意見発表会等を通して、児童生徒だけでなく、保護者、地域の皆さんとともに考える取組を行います。

② 道德教育の充実

学校の教育活動全体を通して、道德教育の一層の充実に努め、自分自身を理解すること、他人を思いやること、自然や美しいものに感動すること、集団や社会との関わりを理解することを通じて、豊かな人間性の育成に努めます。

③ キャリア教育の充実

若者の職業観の希薄化や早期離職率の高さなどが社会問題となっている中、児童生徒が将来の夢や目標をもち、自ら考え、適切な進路を選び、社会人・職業人としてたくましく自立して

いくことが求められています。そのために、多様で幅広い他者との人間関係形成の場や機会を設定するなど、児童生徒の社会性や自主性・自立性の育成に努めます。また、地元企業経営者や技術者等の様々な立場の人の話を聞いたり、職場体験に出かけたりして、職業や自らの適性について理解を深めるなど、児童生徒の発達段階に応じて、働くことへの意欲を高めていきます。

(5) 健康・体づくり

① 食育の推進

食育担当指導主事を置き、学校給食における、安全・安心でおいしい学校給食づくりに努めるとともに、各学校における食育の推進に取り組みます。

② 体力増強

バランスのとれた食事を摂る指導や、規則正しい生活リズムの定着についての指導の充実を図るとともに、毎日、一定時間、全ての児童生徒が「適度な運動」をする時間を継続的に設定することで、体力増強を図ります。

また、小中学校における体育活動等を推進するとともに、国、県との連携のもと、体力テストの実施や体力向上推進計画の策定等、各学校で体づくりを進めていきます。

更に、生涯にわたって運動に親しむことができるような資質の育成を図ります。

③ 学校保健の推進

児童生徒が健康で安全に学校生活を営むことができるよう、学校保健安全法に基づき、児童生徒や教職員の健康診断を実施するとともに、学校衛生検査等学校環境にかかる検査を実施します。

また、出雲医師会学校医部会、出雲市学校保健会等に対して、学校保健の課題についての研究の実施や、緊密なる

連携・協調による学校保健の向上・推進を図るため、その運営費を助成します。

(6) 総合的な支援

① 学校支援体制の充実

教職員の服務・人事等に係る事務、教育課程の編成や教育活動、教育事業の推進及び生徒指導、特別支援教育、人権・同和教育等の推進を図るため、指導主事を配置します。

また、いじめ・不登校・問題行動等、学校が抱える生徒指導上の問題に対して、地域と学校が連携して問題解決を図るため、児童生徒、保護者、地域住民の相談窓口である地域教育相談員(仮称)の配置を検討します。

更に、教員がしっかりと児童生徒と向き合うことができる教育環境を整えるため、教員及び学校事務職員の事務負担の軽減を図る必要があります。

また、市内小中学校を地域別に分け、6つの「学校事務支援グループ」を設置し、事務職員が連携して「学校事務の共同実施」を行うことで、学校規模により差がある事務量の平準化や経験の浅い事務職員の資質向上を図ります。

② 児童生徒の体育・文化活動等への支援

小中学校における体育・文化活動等を推進することで、心身共に豊かな児童生徒を育成します。そのため、児童生徒の健全な育成を図ることを目的に開催される競技会、音楽会等の開催についての助成を行います。

③ 教材備品等の整備

小中学校において、児童生徒の学習の充実を図るため、必要な教材備品等を整備します。

④ 学校教育用バスの運行

教育上必要な小中学校での校外活動において、児童生徒等の送迎手段として学校教育用バスを引き続き運行しま

す。

⑤ 大会派遣費補助

スポーツ活動及び文化活動の振興と、個性的で活力ある青少年の育成を図るため、部活動として児童生徒を派遣する団体に対して、大会派遣費用を補助します。

⑥ 遠距離通学費の助成・スクールバスの運行

遠距離通学対策として、遠距離通学をする児童生徒のためスクールバスを運行します。また、路線バス等により遠距離通学をする児童生徒の保護者に対して、通学費を補助します。

（４）人権施策の推進

同和問題をはじめとして、女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人・感染症患者等に関わる人権教育及び人権啓発に関する施策の推進は、地方自治体の責務であり、市民一人一人に対して、人権の意義や重要性を認識し、相手の立場に立って理解することができるような人権感覚を身につけてもらうことが必要です。

人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根づき、次の世代に引き継いでいくことができるような「人権という普遍的な文化」の創造をめざして、これまで取り組んできた成果を踏まえ、出雲市人権施策推進基本方針に基づき、学校や家庭、職場、地域などあらゆる場において人権教育・啓発が普及・浸透するための取組を推進します。

【施策】

(1) 差別意識解消に向けた教育・啓発の推進

① 学校等における取組

幼稚園、保育所及び小中学校では、同和教育をすべての教育活動の基底に据え、「差別の現実から学ぶ」基本姿勢のもと、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めるこ

とのできる園児児童生徒を育成します。

ア) 教職員の人権意識の高揚と指導力の向上

各種研修会・指導資料の充実を図るとともに同和教育啓発指導員の学校訪問を実施し、教職員の人権意識の高揚と指導力の向上を図り、管理職のリーダーシップのもと、人権・同和教育の推進体制を確立します。

イ) 「進路保障」への取組

同和地区児童生徒をはじめとするすべての児童生徒の学力向上を図るとともに、進路を阻む要因を取り除き、一人一人が豊かな自己実現を図っていくような総合的な取組を行います。

ウ) 計画的・効果的な同和問題学習及び人権学習の充実

子どもの発達段階に応じた人権教育を推進します。そして、同和問題学習や様々な人権課題に対する学習を計画的・効果的に実施し、自分の人権とともに他者の人権を守るような実践行動につながる人権意識を高める取組を行います。

エ) 連携を大切にした指導の推進

幼稚園、保育所、小中学校や高等学校等との連携のもと、発達段階に応じた人権・同和教育を系統的・計画的に実施します。また、その推進に関し、保護者・地域・関係機関との連携を図ります。

オ) 啓発活動の推進

児童生徒の人権意識を高めるため、人権作文及びポスターコンクールの実施、人権作文・ポスター集「ひまわり」の作成等の啓発活動を行います。

(5) 学校給食の充実

食への関心が高まる中、学校給食の果たすべき役割は、極めて重要となっています。「安全・安心でおいしい給食」を提供する

ことを基本に、栄養のバランスがとれた給食、地元産食材を使用した給食、食育につながる給食、アレルギーに対応した給食など、子どもたちに魅力ある学校給食の提供に努めます。

また、給食を安定的に提供するため、安全で衛生的な給食施設・設備を維持するとともに、効率的な給食運営体制の構築を図り、より良い学校給食を目指します。

【施策】

(1) 安全・安心でおいしい学校給食

① 食育・地産地消の推進

地元産食材の活用は、給食の安全・安心を図るうえで重要であるとともに、子どもたちが地域への愛着や感謝の心を涵養ための教材となることから、給食の地産地消を促進します。また、学校給食を活用した食育指導（栄養教諭等による食に関する授業、給食の時間や親子調理教室等での指導）の充実を図ります。

地場食材の活用にあたっては、需要と供給のバランスが重要なことから、関係団体や関係課で構成する「学校給食地産地消推進ネットワーク会議（仮称）」を設置し、密接な情報交換を図っていきます。

② 給食施設・衛生管理の充実

長期的な視野に立ち、給食施設設備・機器の計画的な修繕や更新に努め、適切な維持管理を行っていきます。特に、1万食／日を提供している出雲学校給食センターについては、設備・機器の長寿命化計画を策定し、計画的・効率的な維持管理に努めます。

また、「学校給食衛生管理基準」に基づき、給食調理場内のドライ化及び調理作業のドライ運用化を進め、衛生管理の徹底を一層図るとともに、仕入先や外注・委託生産先の衛生管理についても指導を徹底します。

③ アレルギー対応給食の推進

食物アレルギーのある園児児童生徒に対する学校給食の提供にあたっては、「アレルギー対応給食ガイドライン」を策定し、保護者や学校・医師等と十分な連携を図り、給食施設・設備等に応じて可能な限り除去・代替給食の提供に努めます。

(2) 学校給食の安定的な運営

① 給食費統一と収納体制の強化

市内全地域の学校給食費の統一により、保護者負担の均衡を図るとともに、学校給食費の収納体制を強化し、学校給食の安定運営に努めます。

② 調理業務の民間委託化

学校給食は、市が責任をもって実施主体となり運営を行っていますが、市行財政改革大綱・推進計画及び出雲市財政計画に基づき、民間の技術力やコスト意識、柔軟性を活用した、より合理的で効率的な給食運営を図るため、調理業務部門の民間委託化を検討します。

(6) 学校施設の整備

平成24年3月に策定した「出雲市学校施設整備・耐震化基本計画」に基づき、学校施設（小学校、中学校、幼稚園）の耐震化対策、老朽改築・増築・大規模改造等を実施し、学校教育環境の改善を図ります。

また、学校施設の長寿命化、管理経費の縮減を図るための対策を重視するとともに、環境への配慮や、省エネルギー化、バリアフリー化、安全対策、地域防災対応に配慮した学校施設づくり、教育環境整備を推進します。

【施策】

(1) 耐震化の推進

平成２４年３月末で、耐震化対策が必要な学校施設は、小学校が４２棟（うち木造３棟）、中学校が１８棟、幼稚園が６棟の計６６棟あります。

本市では、耐震化対策が必要な学校施設が多く、この中には、老朽化のため、改築すべき建物も含まれます。このため、学校施設の耐震化対策は、最優先の課題として取り組むものとし、構造耐震指標（Is 値）０．６未満の建物について、耐震補強工事又は耐震改築工事を実施します。

耐震補強工事は、概ね Is 値が０．５未満の施設は、平成２７年度末までに実施し、Is 値０．５以上０．６未満の施設は、平成３３年度までに完了することを目指します。

(2) 増改築・大規模改造の推進

老朽化の著しい学校施設について、増改築や大規模改造事業の導入により、良好な教育環境の確保を図ります。事業の実施にあたっては、建物の長寿命化、省エネルギー化、バリアフリー化、安全対策、地域防災対応に配慮した整備を行います。

特に、耐力度調査の結果、危険改築の方向が明確になっている施設、耐震化対策が必要でありながら、児童生徒の急増により著しく狭隘となっている施設及び建設後の経過年数が長く老朽化が著しい施設については、増改築事業を実施します。

また、地元合意のもと、学校再編を実施する場合は、新設校整備等への対応を行っていきます。

(3) 修理・環境改善の推進

学校からの要望、各種法令に基づく点検、現地での調査結果等を踏まえ、緊急性の高い施設から優先的に修繕を行います。

また、当面の設置対象となっているパソコン室、会議室等へのエアコン整備、男女共用トイレの解消や洋式トイレ化等の推進、スロープの設置や優先トイレの設置等のバリアフリー化などの改修・改良工事は、財政計画との整合を図りながら、計画的に実施します。

(4) エコスクールの推進

環境に配慮した学校(エコスクール)整備を推進し、学校施設の管理経費の縮減、環境負荷の低減、再生可能エネルギー導入の検討を進めます。

また、グリーンカーテン(夏季の遮光植栽)や校庭の芝生化などを児童生徒等や地域の協力のもとで取り組み、環境教育を推進します。

特に、学校施設の増改築事業、大規模改造事業にあたっては、建物の環境性能、品質の向上に努めます。具体的には、個々の計画において、木材の利用、自然採光、通風の確保、遮光・断熱等の建築的配慮、LED 照明の採用、効果的な冷暖房方法及び効率的な運用方式の検討をします。

資料編 児童生徒の現状

(1) 島根県学力調査

(平成23年度) 公表した市町は、小学校19市町、中学校16市町

学年	国語	算数・数学	理科	社会	英語
小学校4年	7位(68.8)	5位(74.0)	—	—	—
小学校5年	3位(72.5)	1位(79.0)	3位(73.9)	4位(78.2)	—
小学校6年	3位(71.9)	2位(74.4)	2位(81.0)	2位(73.9)	—
中学校1年	1位(78.1)	1位(77.2)	1位(74.0)	2位(69.5)	—
中学校2年	3位(71.9)	2位(65.4)	2位(60.1)	5位(64.8)	4位(75.3)
中学校3年	3位(70.3)	1位(66.3)	3位(59.1)	2位(70.0)	2位(68.9)

(平成24年度) 公表した市町は、小学校16市町、中学校15市町

学年	国語	算数・数学	理科	社会	英語
小学校4年	2位(66.1)	7位(63.7)	—	—	—
小学校5年	2位(75.0)	5位(66.1)	3位(72.1)	2位(62.1)	—
小学校6年	2位(70.5)	3位(65.1)	4位(74.9)	5位(69.1)	—
中学校1年	1位(78.0)	1位(75.6)	1位(73.0)	3位(68.9)	—
中学校2年	2位(74.3)	1位(67.5)	2位(61.9)	1位(55.9)新 2位(62.4)旧	1位(76.9)
中学校3年	2位(71.4)	1位(65.8)	2位(58.9)	4位(55.2)新 3位(55.2)旧	1位(68.7)

(平成25年度) 公表した市町は、小学校16市町、中学校15市町

学年	国語	算数・数学	理科	社会	英語
小学校4年	5位(63.7)	4位(70.0)	—	—	—
小学校5年	3位(74.3)	4位(66.5)	4位(70.7)	3位(64.2)	—
小学校6年	2位(70.3)	2位(65.2)	1位(70.2)	5位(70.6)	—
中学校1年	2位(71.3)	2位(69.3)	2位(70.4)	4位(64.0)	—
中学校2年	3位(79.3)	2位(62.8)	3位(62.7)	2位(58.1)	1位(62.9)
中学校3年	4位(70.0)	1位(57.8)	2位(58.6)	1位(58.0)新 5位(53.8)旧	1位(59.9)

※（ ）は点数

※社会の新・旧は中学校新学習指導要領対応問題及び旧学習指導要領対応問題

※平成 25 年度、松江市は小学校 6 年の国語・算数及び中学校 3 年の国語・数学は未実施

（２）全国学力・学習状況調査（平成 24 年度）

児童生徒質問紙回答結果から。当てはまるとした児童の割合

質問項目	小学 6 年生			中学 3 年生		
	出雲市	島根県	全国	出雲市	島根県	全国
自分には良い所があると思うか	33.7	32	32.5	24.7	23.3	24
学校の規則を守っているか	49.9	46.8	41.6	57.8	51	51.5
近所の人に合ったときは挨拶をするか	74	70.3	61.8	64.2	64.3	53.8
学校や塾の先生や家の人以外の地域の大人と一緒に遊んだり、勉強を教えてもらったりすることがあります。	10.0	10.7	15.4	4.6	5.3	8.3
年上や年下の友達と一緒に遊んだり、勉強したりすることがあります。	29.5	34.2	35.3	11.8	13.8	13.8

（３）選択校区を選択している児童生徒数（平成 25 年 4 月 1 日現在）

出雲地域のみ

本 来 校→選 択 校		人 数						
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
大津小学校→	今市小学校	8	11	8	4	7	6	44
大津小学校→	北陽小学校	0	2	0	0	0	0	2
塩冶小学校→	今市小学校	6	5	2	3	6	3	25
塩冶小学校→	高松小学校	1	4	0	1	2	2	10
塩冶小学校→	四絡小学校	0	0	0	0	1	2	3
四絡小学校→	今市小学校	18	11	21	20	16	11	97
北陽小学校→	大津小学校	15	19	15	12	13	8	82
合 計		48	52	46	40	45	32	263

本 来 校→選 択 校		人 数			
		1 年	2 年	3 年	計
第一中学校→	第三中学校	1	1	0	2
第二中学校→	第一中学校	4	1	1	6
第二中学校→	第三中学校	2	0	0	2
第二中学校→	浜山中学校	2	2	2	6
第三中学校→	第一中学校	26	23	21	70
合 計		35	27	24	86

(4) 指定校変更を行っている児童生徒数（平成24年度）

(新小1・新中1・在校児童生徒)		
事由	件数	割合
下校時保育	35	23.0%
最終学年の転居	27	17.8%
学期途中の転居	25	16.4%
転居予定	9	5.9%
きょうだい	9	5.9%
部活	32	21.1%
その他	15	9.9%
合 計	152	100%

(5) 児童虐待相談件数

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
県	311	299	372
市	39	14	41

(6) 特別支援学級の在籍児童生徒数の推移（人）

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
196	222	269	284

通級指導教室に通う児童生徒数の推移（人）

平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度
2 1 7	2 4 7	2 6 7	2 6 9

（ 7 ） 児童生徒のいじめ認知件数（ 1, 0 0 0 人あたり）

区分		平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
小学校	県	2 . 2	2 . 1	2 . 3
	市	2 . 0	0 . 9	1 . 1
中学校	県	3 . 5	4 . 5	4 . 1
	市	2 . 6	3 . 7	3 . 9

（ 8 ） 児童生徒の暴力行為発生件数（ 1, 0 0 0 人あたり・件）

区分		平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
小学校	県	2 . 0	2 . 5	2 . 7
	市	2 . 0	0 . 0	2 . 9
中学校	県	9 . 2	8 . 2	1 9 . 8
	市	1 . 1	1 . 7	8 . 6

（ 9 ） 不登校児童生徒数の割合（ 1, 0 0 0 人あたり）

区分		平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
小学校	県	5 . 1	5 . 0	5 . 0
	市	5 . 2	6 . 1	6 . 9
中学校	県	2 8 . 0	2 8 . 7	3 1 . 8
	市	3 0 . 7	3 0 . 8	3 3 . 3

（ 1 0 ） 児童生徒数と規模別小中学校の推移（出雲市立小中学校再編方針より）

児童生徒数・通常学級数の推移と推計

年 度	小学校		中学校		計	
	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
H17	10,507	398	5,415	157	15,922	555
H24	9,880	382	4,964	142	14,844	524
H29	9,474	386	4,807	142	14,281	528
H34	9,171	364	4,560	136	13,731	500

規模別小学校数の推移と推計 ()内は学級数。分校は除く。

年度	過小規模校 (0～5)	小規模校 (6～11)	適正規模校 (12～18)	大規模校 (19～30)	過大規模校 (31～)	計
H17	6 校	19 校	14 校	2 校	0 校	41 校
H24	10 校	16 校	8 校	7 校	0 校	41 校
H29	11 校	15 校	7 校	7 校	0 校	40 校
H34	14 校	14 校	6 校	6 校	0 校	40 校

規模別中学校数の推移と推計 ()内は学級数。分校は除く。

年度	過小規模校 (0～2)	小規模校 (3～5)	適正規模校 (6～18)	大規模校 (19～30)	過大規模校 (31～)	計
H17	0 校	3 校	12 校	0 校	0 校	15 校
H24	0 校	6 校	9 校	0 校	0 校	15 校
H29	0 校	4 校	10 校	1 校	0 校	15 校
H34	0 校	5 校	9 校	1 校	0 校	15 校

平成 2 4 年(2012) 7 月 3 日

出雲市教育政策審議会 会長 様

出雲市長 長 岡 秀 人

諮 問 書

出雲市では、教育基本法第 1 7 条第 2 項の規定に基づく国の「教育振興基本計画」を参酌して策定した「出雲市教育振興計画」により、『2 1 世紀出雲を切り拓くしなやかでたくましいひとづくり』を基本目標に教育行政を進めているところです。

この教育振興計画は、平成 1 7 年 1 2 月に市が策定した「2 1 世紀出雲のグランドデザイン」を踏まえて策定したもので、平成 2 3 年度から平成 2 6 年度までを計画期間としています。

このようななか、平成 2 3 年 1 0 月に斐川町と合併したこともあり、市では、「2 1 世紀出雲のグランドデザイン」を、平成 2 4 年度において見直し、新たに策定することとしたことから、新グランドデザインとの整合性を図るうえでも、新たな出雲市教育振興計画（以下「第 2 期出雲市教育振興計画」という。）を策定することが必要となっています。

また、出雲市教育委員会では、平成 2 0 年度から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 7 条の規定に基づき、教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価を実施してきました。

この事務の評価については、これまで、自己評価にとどまっていましたが、より客観的な評価内容とするために、有識者評価を行う必要があると考えています。

つきましては、下記の事項について諮問いたしますので、ご審議のうえ、答申していただきますようお願い申し上げます。

記

- ・ 平成 1 7 年 3 月の新市施行以降の教育行政の点検・評価を踏まえた第 2 期出雲市教育振興計画のあり方について
- ・ 出雲市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する有識者評価について

以上

第3期 出雲市教育政策審議会委員名簿（平成25年5月31日時点）

		氏 名	主 な 役 職 等	備 考
会長	1	山下 政俊	元島根大学教育学部教授、学部長 邑南町教育委員会 専任講師	識 見 を 有 する 者
副会長	2	周藤 滋	出雲市顧問弁護士 第2期出雲市教育政策審議会委員	
委員	3	板倉 明弘	出雲市議会文教厚生委員会 委員長	議会
	4	下手 泰子	出雲市教育委員	教育委員
	5	桑原 雅次	出雲市中学校校長会会長 第二中学校地域学校運営理事会理事	識 見 を 有 する 者
	6	勝部 盛行	前久木公民館長 元斐川町教育委員	
	7	小川 敬	元出雲青年会議所理事長 第2期出雲市教育政策審議会委員	
	8	松浦 剛司	元出雲市斐川町合併協議会委員 元平田青年会議所理事長	
	9	大谷 直美	窪田小・佐田中学校地域学校運営理事会理事 佐田図書館長	地 域 学 校 運 営 会 理 事
	10	江角 英子	湖陵小学校地域学校運営理事会理事 第2期出雲市教育政策審議会委員	
	11	蒲生 千登	日御碕小・大社中学校地域学校運営理事会理事 日御碕コミュニティセンター長	
	12	福間 正純	前今市小学校PTA会長 元出雲青年会議所理事長	保 護 者
	13	渡部幸太郎	元島根県幼稚園PTA連合会会長 元今市幼稚園愛育会会長	
	14	多久和真奈	久多美小学校地域学校運営理事会理事 第2期出雲市教育政策審議会委員	
	15	水 陽子	元岐久母親クラブ会長 第2期出雲市教育政策審議会委員	

第3期 出雲市教育政策審議会の開催状況

回数	期日	議題等
第1回	平成24年7月3日	・会長、副会長の選任、諮問 ・意見交換
第2回	平成24年8月8日	・有識者評価対象事業の説明 ・意見交換
第3回	平成24年8月21日	・有識者評価対象事業の説明 ・意見交換
第4回	平成24年9月26日	・教育施設の視察
第5回	平成24年10月16日	・第1次答申案についての審議
第6回	平成24年11月6日	・第1次答申案についての審議
第7回	平成24年11月28日	・第1次答申 ・教育委員会の事務事業の説明 ・意見交換
第8回	平成24年12月26日	・出雲未来図及び前期基本計画の説明 ・意見交換
第9回	平成25年1月16日	・出雲市財政計画等の説明 ・第2次答申案（各論部分）の審議
第10回	平成25年2月6日	・第2次答申案（総論部分）の審議
第11回	平成25年3月19日	・第2次答申案についての審議
第12回	平成25年3月27日	・第2次答申案についての審議
第13回	平成25年4月2日	・第2次答申

第 2 期出雲市教育振興計画

平成 25 年(2013)8 月 27 日策定

編 集：出雲市教育委員会(教育政策課)

住 所：693-8530 島根県出雲市今市町 7 0 番地

電 話：0 8 5 3－2 1－6 8 7 4

F a x：0 8 5 3－2 1－6 1 9 2

メー ル:kyouiku-seisaku@city.izumo.shimane.jp